

## 3・6 EPA／FTA

### 3・6 最近の動きと今後の見通し

日本政府は、世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、わが国の対外経済戦略推進および経済的利益確保のため、経済連携協定（EPA: Economic Partnership Agreement／FTA: Free Trade Agreement）等の交渉を進めている。

※経済連携協定（EPA）：貿易や投資の自由化・円滑化を進め、幅広い経済関係の強化を目的とした協定。「モノ」以外に「サービス」の貿易、「人」の移動も対象としている。

※EPA と WTO との関係：WTO は最恵国待遇によって、加盟国間で一律の関税率となる。EPA は二国間で独自の交渉を行い、踏み込んだ自由化が可能となるため、近年は WTO を補完する取組みとして世界中で締結が進んでいる。

※自由貿易協定（FTA）：関税やサービスの外資規制などを撤廃し、国・地域間でモノやサービスの貿易自由化を目的とした協定。

経済連携協定等によって貿易の拡大や、海運を含むサービス貿易の自由化が見込まれることから、当協会は基本的にこれらを歓迎するとともに、必要に応じて国土交通省を通じ海運分野の自由化拡大を求めている。主な協定の現状は以下の通り。

#### 3・6・1 EPA

日本の外務省の発表によれば、2025 年 1 月現在、日本は 21 の国・地域・地域協定と EPA を締結しており、トルコ、コロンビア、バングラデシュ、湾岸協力理事会（GCC：Gulf Cooperation Council／Cooperation Council for the Arab States of the Gulf）、アラブ首長国連邦と交渉中である一方、韓国やカナダとの交渉は中断している。

#### 3・6・2 多国間協定

##### 1. TPP

環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership Agreement）は、2016 年 2 月にニュージーランドで署名、2017 年 1 月に日本も正式締結を行った。ここで、同 1 月に米国が離脱を表明したことを受けて、米国以外の 11 か国の間で協定の早期発効を目指して協議を行い、2018 年 3 月にチリで「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）」が署名された。当該 CPTPP について、日本では 2018 年 12 月発効している。

##### 2. RCEP

地域的な包括的経済連携（RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership）協定（ASEAN10 カ国、豪州、中国、インド、日本、韓国、ニュージーランドの計 15 カ国が参加）は、2020 年 11 月に 14 カ国により署名された後、2022 年 1 月 1 日、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州、中国、日本、ニュージーランドの 10 カ国において発効。その後、韓国（2022 年 2 月）、マレーシア（2022 年 3 月）、インドネシア（2023 年 1 月）、フィリピン（2023 年 6 月）を加えた計 14 カ国で発効している。2019 年以降交渉不参加のインドについては、同国の将来的な加入円滑化等を定める宣言が発出されており、引き続き加入への働きかけが行われている。

### 3. IPEF

2022 年 5 月に米国主導で正式に立ち上げが発表された「インド太平洋経済枠組み」（IPEF: Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity）による協議は、2023 年 5 月の閣僚級会合で妥結、同年 11 月に署名式が実施された後、2024 年 2 月 24 日に米国、日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インド、ASEAN7 カ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、フィジーの計 14 カ国で発効した。同協定はサプライチェーン途絶時の具体的な対応を規定する初の多国間協定で、参加国における平時・緊急時のサプライチェーン強化を目的としている。

本「枠組み」は、米国通商代表部（USTR）の主導する、①「貿易」に加えて、米国商務省の主導する、②「サプライチェーン」、③「クリーン経済」、④「公正な経済」、を目指す 4 つの柱から成り、①については現在も交渉中、②は 2024 年 2 月 24 日に発効、③については 2023 年 11 月に発効、④については 2024 年 10 月 12 日に発効している。また、各柱に基づく協定の横断的な事項について取り扱う閣僚級の協議体を設置する協定（IPEF 協定）については、2024 年 10 月 11 日に発効している。

以上